

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー: 県政一般

令和6年3月1日

### 建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

#### 1 被処分者

商号	松本装飾株式会社
主たる営業所の所在地	埼玉県所沢市中富 1674 番地の 6
許可番号	埼玉県知事許可（般－3）第 60522 号

#### 2 処分内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

- ・ 期 間  
令和 6 年 3 月 18 日から同年 4 月 4 日までの 18 日間
- ・ 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に関する営業の全て。

#### 3 処分年月日

令和 6 年 3 月 1 日

#### 4 処分の原因となった事実

松本装飾株式会社は、令和元年 10 月 5 日の管工事業の専任技術者の退社以降、受注した管工事については、管工事業の許可要件を欠いているにも関わらず、建設業法第 3 条第 1 項の政令で定める軽微な建設工事の範囲を超える工事を請け負っていたことは、同法第 3 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 2 項第 2 号に該当する。

さらに、令和元年 10 月 5 日の管工事業の専任技術者の退社以降、

請け負った管工事において、管工事業の資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことは、同法第 26 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 1 項本文に該当する。

(参考：関係法令抜粋)

## 建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合(中略)においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。(後略)

一～九 (略)

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 略